

平成29年8月2日

オンライン結合該当性の判断基準について

総務部総務課政策法務係

1 「オンライン結合」に係る規定

古賀市個人情報保護条例

第9条第1項

実施機関は、通信回線を用いた電子計算機の結合（入出力装置の接続により、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下この条において「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認めるとき。

○オンライン結合とは

次の要素により構成されている。

- ① 入出力装置の接続により、
- ② 実施機関が保有する個人情報を
- ③ 個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法

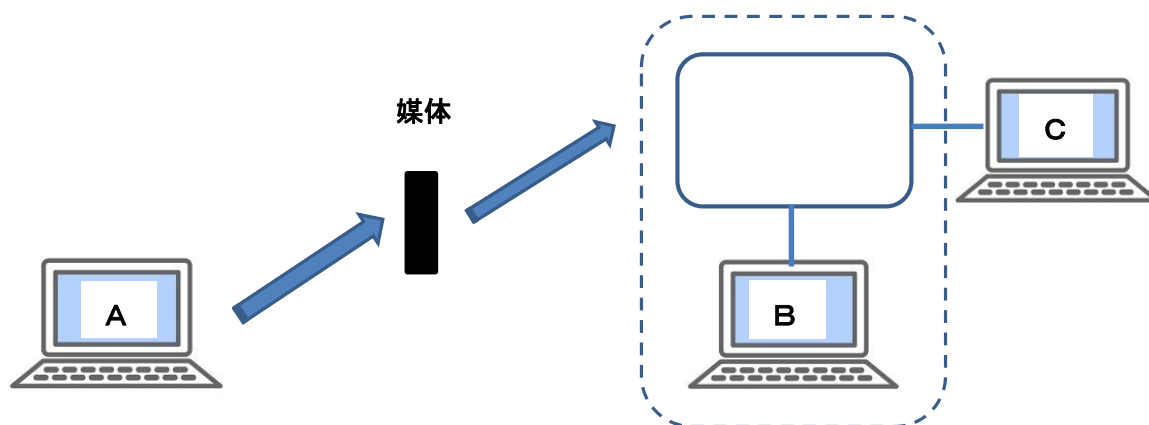
○オンライン結合を制限する趣旨（『手引き』より抜粋）

オンライン結合による電子計算機処理は、大量かつ瞬時に情報を入手、提供できることから行政サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮する反面、随時アクセスされ、不可視の状態では情報が提供されるという特徴があり、その取扱いの如何によっては、個人の権利利益を侵害する可能性も大きい。

2. 事例の検討

事例① USBメモリ等の媒体による提供

1. 実施機関Aが、個人情報を記録した媒体を実施機関以外の者Bに提供
2. Bが、Aから提供を受けた個人情報についてBのサーバに記録
3. BのサーバにB及び他の事業者Cが随時アクセスし、個人情報を取得

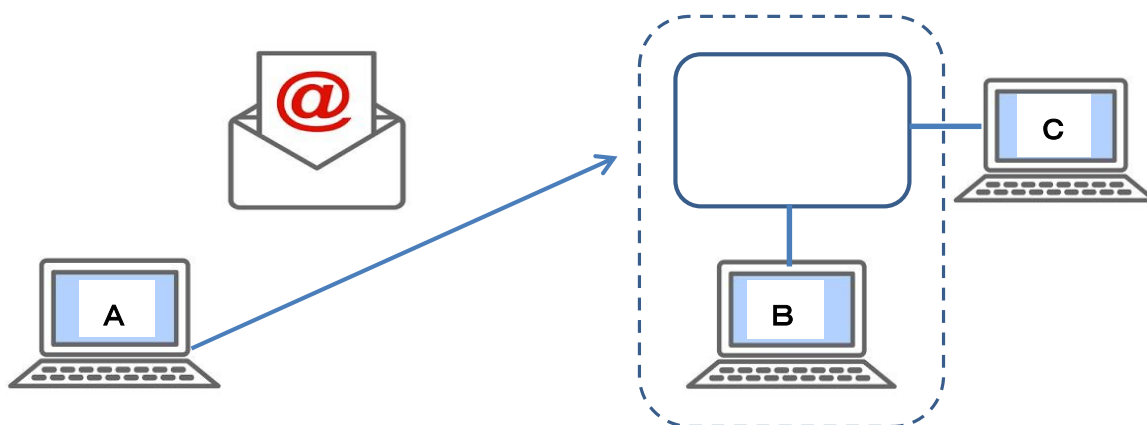


【判断案】

通信回線が物理的に結合されておらず、「オンライン結合」に該当しない。

事例② メールによる提供

1. 実施機関Aが、個人情報を記録したファイルをメールに添付し実施機関以外の者に提供
2. Bが、実施機関から提供を受けた個人情報についてBのサーバに記録
3. BのサーバにB及び他の事業者Cが随時アクセスし、提供した個人情報を取得



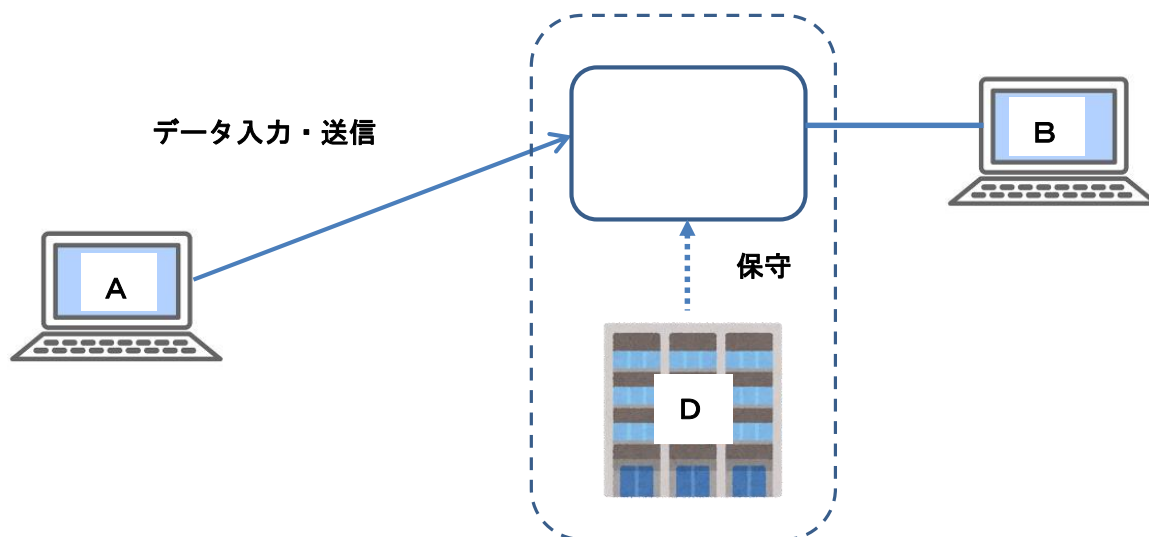
【判断案】

通信回線が物理的に結合されているものの、実施機関のメールを送信するという行為がなければ、実施機関以外のものが情報を入手することはできないため、実施機関の保有する個人情報を随時必要に応じて入手できる状態にはない。

したがって、「オンライン結合」に該当しない。

事例③ー1 端末入力による提供（外部サーバの利用）

1. 実施機関Aは、端末入力・送信により事業者Dが管理するサーバ上に個人情報を蓄積
2. 実施機関以外の者Bは、Dのサーバに随時アクセスし、個人情報を取得
3. 管理会社Dは、情報の管理・保守のみを行う



【判断案】

サーバの位置が庁舎内か庁舎外かの差のみであり、Dのサーバ上にある個人情報は「実施機関が保有する個人情報」である。ここにBが随時アクセスして情報を入手できる状態にある。

したがって、「オンライン結合」に該当する。

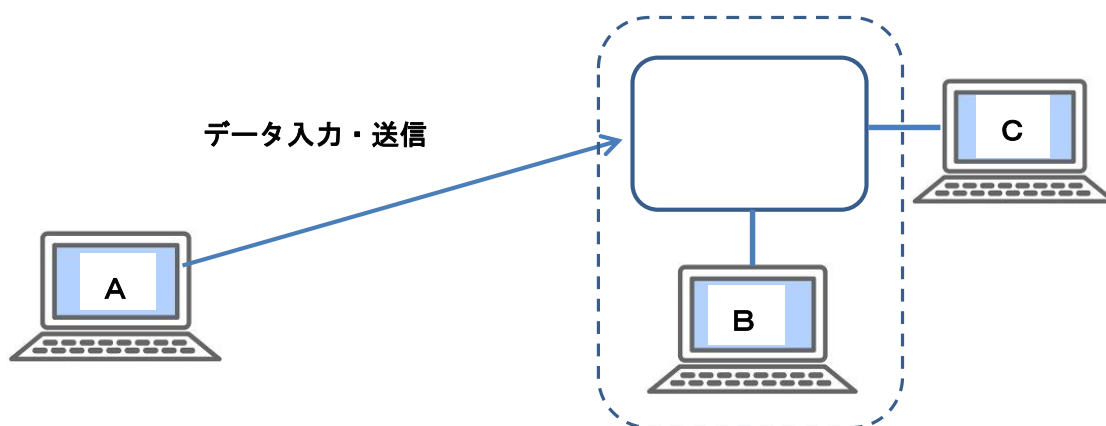
《 懸案 》

単に管理上、庁舎外にサーバを置くこととし、そこにある情報の利用は実施機関Aしかしない場合において、その管理・保守を行う事業者Dについて「オンライン結合による提供」を行っているかと判断するか。

事例③ー２ 端末入力による提供（提供先サーバの利用）

1. 実施機関Aに実施機関以外の者Bのサーバに接続する端末があり、その端末にAが個人情報を入力し送信する。
2. Aから送信された個人情報はBのサーバに記録され蓄積される。
3. BのサーバにB及び他の事業者Cが随時アクセスし、提供した個人情報を取得。

（想定例１）古賀市（A）は、保有する個人情報を福岡県（B）に提供する法的義務があり、福岡県（B）は保有する個人情報を事業関係団体等（C）に提供する法的義務がある場合



【判断案】

AからBへは、Aの入力・送信作業により一方通行で個人情報の提供がなされているのみであり、BがAの保有する個人情報を必要に応じて随時入手できる状態にはなっていない。

したがって、「オンライン結合」に該当しない。

※BからCへの情報提供については、Bが、B自身が保有する個人情報（Aから提供を受けた個人情報）について行う「オンライン結合」類似のものであるが、主体が実施機関ではないことから、「オンライン結合」には該当しないと考えるが、いかがか。

（想定例２）古賀市（A）は保有する個人情報を福岡県（B）及び国（C）に提供する法的義務があり、県のシステムに情報を集約することで、国もそこに随時アクセスして情報を得ることができるようなシステムが構築されている。このシステムにより、市は県・国両方への情報提供義務を果たすことができる。

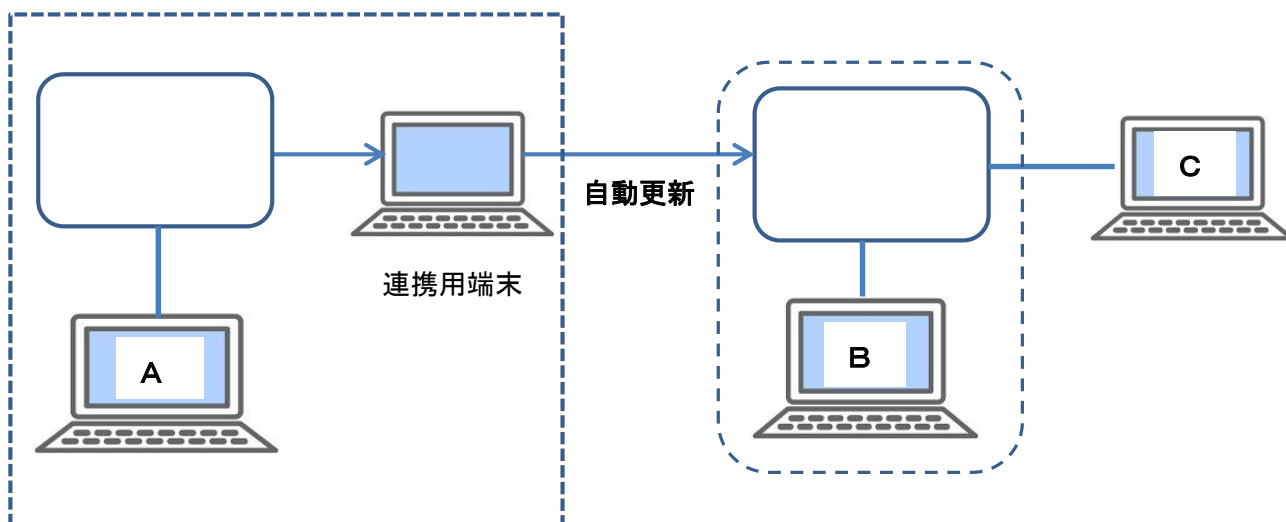
【判断案】

（想定例1）と同様の形態であるが、Cに情報提供を行う主体はAである。この場合においても、B・CがAの保有する個人情報を必要に応じて随時入手できる状態にはなっていない。

したがって、「オンライン結合」に該当しない。

事例④ サーバの結合による提供

1. 実施機関Aのサーバから、実施機関以外の者Bのサーバに接続された携帯用端末を通じて、Bのサーバに情報が自動送信。
2. BのサーバにB及び他の事業者Cが随時アクセスし、提供した個人情報を取得。



【判断案】

BへAの情報が自動で送信されるものの、B・CがAの保有する個人情報を必要に応じて随時入手できる状態にはなっていない。

し